

# 「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

## 1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

### a. 企業間の連携

BCP（事業継続計画）を協力会社と共同策定。災害時の協力体制を構築。

### b. IT実装支援

(1)IT業界においては、優れた技術力をもったデジタル人財の確保が課題となっているが、パートナー企業と事業方針を共有し、パートナー企業の人財育成と事業強化を行うことで共にデジタル分野事業の拡大に努めている。

(2)パートナー企業と事業方針を共有し、IT人財育成と事業や業務のDX化の強化を行うことで共にデジタル分野事業の拡大に努めている。

(3)サプライヤー向けサイバーセキュリティ対策活動として、①調査と②改善活動を行っている。

①:サプライヤーに対するセキュリティ対策状況について、年末～年初にアンケート調査を行い  
調査結果のフィードバックを3月末までに行っている。

②:サプライヤーのホームページ、メールサーバー等インターネット公開環境のツール診  
断と社内インフラの簡易調査を行い、リモート会議で各社へ、システムの脆弱性の診断結果  
とともにフィードバックを行っている。

(4)社会/技術変化に対して、取引先でAI技術等の先端技術や上流工程領域の人財が不足して  
いる。IT市場の変動や人財不足に柔軟に対応するため、取引先と連携し、共に人財の技術力強  
化、事業拡大を目指す。

## 2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

### ①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

### ②手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とします。

### ③知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

#### ④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けてないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

### 3. その他(任意記載)

- ①直接の取引先だけでなく、サプライチェーンの更に先まで価格転嫁が可能となるような価格決定を行い、その旨をサプライチェーンの隅々まで伝わるよう情報発信します。
- ②当社が関わるサプライチェーン全体の共存共栄のため、直接の取引先をはじめ、サプライチェーン全体へのパートナーシップ構築宣言の普及を図ります。
- ③約束手形の利用の廃止に向けて、大企業間取引も含め、現金払いや電子記録債権への移行に取り組みます。

2025年9月16日

株式会社VOLTMIND

代表取締役 北森 聖士

企 業 名

役職・氏名(代表権を有する者)